

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

服部緑地指定管理者（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について下記のとおり協定を締結し、後日のためこの協定書を2通作成し各自保管する。

第1条（目的）

本協定は、災害時における乙の災害対応型（フリードリンク・キースイッチ対応）自動販売機（以下、「当自動販売機」という。）による飲料の無償提供について、必要な事項を定めるものとする。

第2条（災害の定義）

本協定において「災害」とは、当自動販売機を設置する公園の周辺市町村において中又は大規模な災害が発生したとき。

第3条（設置場所）

当自動販売機の設置場所については、すでに甲乙間で締結している『自動販売機設置協定（以下「原協定」という）第1条（自動販売機の種類等）』によるものとする。

第4条（災害対応型自動販売機であることの周知等）

乙は、設置する災害対応型（フリーベンド）自動販売機の前面部に、当該自動販売機は、災害時に飲料の無償提供を行う自動販売機である旨の記載をし、利用者に対して周知を図ること。

第5条（フリードリンク・キースイッチの操作）

本協定第2条（災害の定義）の条項を満たし、大阪府（土木事務所）から甲に対し、対応の要請があった場合または、甲が、現場の状況を勘案し、当自動販売機にて飲料の提供が必要不可欠と判断した場合に限り、フリードリンク・キースイッチを作動させ、当自動販売機の機内飲料在庫を無償提供できるものとする。尚、フリードリンク・キースイッチの作動開始および作動終了の設定はすべて甲が責任をもって行う。

2 乙は、飲料の無償提供のために必要な専用鍵17本を事前に甲に貸与するものとし、甲は専用鍵を善良なる管理者の注意をもって管理運用しなければならない。なお、専用鍵の遺失、毀損または専用鍵に基づき甲が乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償する責を負うものとし、本協定が終了した際は、甲は専用鍵を速やかに乙に返却するものとする。

3 鍵の貸与関係について、明らかなものとするため、甲は貸与された鍵の「預かり証」を乙に交付する。

第6条（提供する商品の上限数量）

無償提供する商品は、本協定の第2条（災害の定義）の条項を満たし、且つ甲が第4条（フリードリンク・キースイッチの操作）を行使した時点での当自動販売機の機内飲料在庫のすべてを上限とする。

第7条（商品提供後の報告）

甲が当自動販売機にて飲料の無償提供を行った場合、甲は遅滞なく乙にこれを報告するものとする。

第8条（商品提供の責務免除）

当自動販売機の予期せぬ故障、または災害等による通電障害等によってフリードリンク・キースイッチの動作設定の実行が出来なかった場合、いかなる理由においても乙は一切責任を負わないものとする。

第9条（機器のメンテナンス）

甲は第5条の行使が正常に行なえるために、年に2回のフリードリンク・キースイッチ動作テストを甲乙共同で実施する。尚、当自動販売機の機能およびフリードリンク機能が正常に動作しない場合、乙は遅延なく調整および修理を行なうものとする。

第10条（譲渡等の禁止）

甲は、当自動販売機を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならない。

2 甲は、本協定および本協定から生じる全部または一部の権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第11条（有効期間）

本協定の有効期間は、原協定に準ずるものとする。尚、原協定が失効した場合は、本協定も同様且つ自動的に失効するものとする。

第12条（協議）

本協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

(甲)

(乙)